

## 飛騨市スポーツ協会規約第40条第2項（事業経費）詳細

経費項目の支給に関する事項を次のとおり定める。

- (1) 活動費は、加盟団体の活動経費を補充し、全ての経費項目に使用することができる。
- (2) 市民大会運営補助費は、市民大会を開催する場合の経費を補助する。  
補助金額は、一大会当たりの経費の1/2以内かつ限度額を5万円とし、経費項目ごとに補助対象となる費用を積算して算出する。
- (3) ジュニア育成費は、加盟団体がジュニア育成を行う場合にその経費を負担する。  
金額は、育成事業ごとに限度額を5万円とし、経費項目ごとに補助対象となる費用を積算して算出する。
- (4) 選手強化費は、加盟団体が選手強化を行う場合に経費を負担する。  
金額は、強化事業ごとに限度額を5万円とし、経費項目ごとに補助対象となる費用を積算して算出する。
- (5) その他、理事会に諮り事業運営に必要と認めたもの  
認定時に対応する条件等を決定する。

※ 活動費以外については、次のとおり実施する。

- (1) 飛騨市スポーツ協会加盟団体規程第5条第1項により提出された事業計画書に基づき、  
経費負担申請を行い審査を得ること。
- (2) 審査承認後、事業が中止となった場合、事前に発生した経費については対象とする。
- (3) 市民大会事業実施の場合、傷害保険掛金（任意保険は除く）、公共施設照明料については、  
飛騨市スポーツ協会が負担する。

附 則

この事業費詳細は、令和4年5月13日から適用する。

補助対象経費の内容 (案)

項 目	補助対象経費	備 考
報 償 費	参加費 賞品代 (商品券・品物) 講師謝礼	団体優勝 5,000 円 個人優勝 3,000 円程度 外部者依頼の場合
消耗品費	当事業で使用する消耗品等の購入費 救急用品費	
食 糧 費	弁当及びお茶代	講師分も含む 弁当は 700 円程度
燃 料 費	当事業で使用する灯油、ガソリン代	ストーブ、運搬車両用
印刷製本費	業者による印刷製本費、コピー代	
光熱水費	当事業で使用するガス、水道、電気代	
通 信 費	当事業に必要な切手、はがき代	
保 険 料	当事業に係る傷害保険掛金	
使用料及び 賃借料	当事業で使用する機器や物品の借上料 公共施設照明料、施設電気使用料 バス借上料	
備品購入費	当事業の実施に必要不可欠と認められ 備品購入費	1 品 30,000 円以上で償却期間がお おむね 5 年以内の物品
賃 金	当事業で必要と認められる賃金	参加者以外に必要な人夫賃金
旅 費	講師旅費	外部者依頼の場合
宿 泊 費	講師宿泊費	外部者依頼の場合
役 務 費	振込手数料	
広告宣伝費	新聞折込料	

・飛騨市制定 (平成 2 1 年 1 0 月)「飛騨市補助金交付ガイドライン」に準ずるものとする。

